

番 号 : 150487

国名 : イラン

担当 : 農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名 : 「ゴレスタン州住民参加型農業開発促進プロジェクト」フォローアップ協力(メタ・ファシリテーション技術研修¹)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : メタ・ファシリテーション技術研修
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年8月上旬から2015年9月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.35M/M、現地 0.70M/M、合計 1.05M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地派遣	国内作業
5日	21日	2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月15日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	メタ・ファシリテーション技術或いはその類似の技術指導
対象国/類似地域	イラン/全途上国

¹ 簡単な事実質問を核としたコミュニケーションをとおして、対象となる住民自らによる課題への気づき、分析、改善点の発見を促し、住民を主体とした課題の解決に向けた取り組みを促進する、実践的な対話型ファシリテーション手法。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

イランの農業分野は、GDPの約10%、就業人口の約30%を占める重要なセクターであるが、国土の3/4が年平均降水量300mmに満たない地域のため、農業にとって水の確保が重要な課題である。同国は、天水農業が行われていた地域における灌漑農業を進めてきており、ゴレスタン州では州内の灌漑農地面積が1996年から10年間で約4割増加した。JICAは同州のゴルガン平原を対象に2002年1月から「ゴルガン平原灌漑排水及び農業開発計画調査」を実施し、2灌漑地区の詳細開発計画を策定するとともに、2009年1月から2014年1月の間、同計画に基づき整備された灌漑施設が適切に機能することによる農業生産性向上を目指し、農民への営農指導や農民組織による参加型水管理の強化と普及を目的とした技術協力「ゴレスタン州住民参加型農業開発促進プロジェクト」（以下、「同プロジェクト」）を実施した。

参加型水管理モデルの普及のためにはカウンターパート（C/P）機関であるゴレスタン州農業局職員が地域農民との適切なコミュニケーションに基づき、必要な情報、課題を把握することが不可欠なため、同プロジェクトでは普及員のファシリテーション能力向上を目的とした本邦研修を実施するとともに、現場での効果的なファシリテーション能力向上を支援するために短期専門家を派遣した（国際協力メタ・ファシリテーション手法に基づく研修及び指導）。その結果、C/Pは農家の主体性の育成方法や参加型を促すための実施方法について習得し、同プロジェクト終了時には、対象地域や州内において、メタ・ファシリテーション手法で学んだ農民への問いかけ方法を現場で繰り返し使用し、農民自らが水の無駄遣いや営農方法の改善点・課題を発見し、農民組織内の合意形成を図り、水の効率的利用を行うことができるようになった。

同プロジェクト終了後にJICAイラン事務所が実施したモニタリング調査の結果、プロジェクト対象地域の農民組織の自主的活動により水の効率的利用の取り組みが継続し、節水量や単位面積当たり収穫量の向上が認められた。またC/Pはプロジェクト対象地域外においても同プロジェクトの成果の普及を開始しており、同プロジェクトで導入したメタ・ファシリテーション技術を活用していることが確認された。さらに、同国農業開発推進省本省の参加型水管理国内普及チームでは、国レベルのワーキング・グループ会議を活発化させ、水配分を決定する権限を有するエネルギー省との合同会合を開催し、メタ・ファシリテーション技術を活用した国内における参加型水管理普及の対象地域を選定している段階にある。

このような状況の中、農業開発推進省からの要請を受け、同プロジェクト終了後にC/Pが独自に実施してきたメタ・ファシリテーション技術による参加型水管理手法の普及活動のレビューとレベルアップ、普及人材の増強への対応、農業開発推進省及びエネルギー省による参加型水管理普及の更なる促進のため、同二省幹部層に対しても同技術の有用性を理解させることを目的として同二省が実施する研修に対するフォローアップ協力を実施することとなった。

7. 業務の内容

本業務は、同プロジェクトにて実施されたメタ・ファシリテーション技術についての研修及び専門家による指導を踏まえ、同プロジェクト終了後にC/Pが同技術を活用して継続して実施している参加型水管理の普及活動状況をレビューし、その結果も踏まえて、既に同プロジェクト実施中に専門家の指導を受けたC/Pの能力強化、今後プロジェクト対象地域以外の地域で普及を担う管理者及び普及員の技術習得、水管理を担う農業開発推進省及びエネルギー省幹部の同技術の有効性に係る理解促進を図るために実施される研修を支援することを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおりである。

- (1) 国内準備期間（2015年8月上旬～2015年8月中旬）

- 1) 既存の文献（同プロジェクトの各種報告書、本邦研修実施報告書、専門家（ファシリテーション技術指導）報告書、プロジェクト終了後モニタリング結果資料等）を確認し、本体プロジェクトの内容、メタ・ファシリテーション技術の移転状況、その後の活用状況について把握する。
 - 2) 研修カリキュラムを作成するとともに、使用する研修用テキスト等（英文）の教材を作成し、研修の準備を行う。
 - 3) JICAイラン事務所とJICA本部との間のテレビ会議に出席し、現地での活動についてすり合わせを行う。
 - 4) 現地派遣期間中の業務計画を記載したワークプラン（英文）を作成し、JICA農村開発部に説明の上で了承を得る。
- (2) 現地派遣期間（2015年8月下旬～2015年9月上旬）
- 1) ワークプランを JICAイラン事務所、およびC/PIに説明し、業務計画及び研修計画について打ち合わせを行う。
 - 2) 以下の研修の実施を支援する。
 - ①【現場管理者と専門家に対する参加型計画（立案）とメタ・ファシリテーション手法研修】
 - ア) 対象者：農業開発推進省及びエネルギー省の現場管理者、実務担当者（初学者）
 - イ) 人数：47名（予定）
 - ウ) 期間：3日間（予定）
 - エ) 研修目的：参加型水管理モデルの実施、普及のための参加型計画とメタ・ファシリテーション手法を習得する。
 - オ) 実施場所：テヘラン
 - ②【中間・上級幹部（局長レベル）に対する参加型水管理とメタ・ファシリテーション手法研修】
 - ア) 対象者：農業開発推進省及びエネルギー省の中間・上級幹部
 - イ) 人数：45名（予定）
 - ウ) 期間：2日間（予定）
 - エ) 研修目的：参加型水管理手法の普及のためのメタ・ファシリテーション技術の有効性の理解を高める。
 - オ) 実施場所：テヘラン
 - ③【最高幹部（副大臣、機関長、公社の長、地方農業局長レベル）に対する参加型水管理とメタ・ファシリテーション手法研修】
 - ア) 対象者：農業開発推進省及びエネルギー省の最高幹部
 - イ) 人数：24名（予定）
 - ウ) 期間：1日間（予定）
 - エ) 研修目的：参加型水管理手法の普及のためのメタ・ファシリテーション技術の有効性の理解を高める。
 - オ) 実施場所：テヘラン
 - ④【参加型計画とメタ・ファシリテーション手法研修（中級）】
 - ア) 対象者：同プロジェクトのC/P（同プロジェクト実施中にメタ・ファシリテーション研修を受講した現場管理者・実務担当者）
 - イ) 人数：29名（予定）
 - ウ) 期間：4日間（予定）
 - エ) 研修 目的：実践中の参加型水管理モデルの強化、普及のために、これまでの活動をレビューし、さらに詳しく経験と知識を深める。

カ) 場所：ゴレスタン州

- 3) 研修の結果及び研修をとおして把握された、メタ・ファシリテーション技術を活用した参加型水管理の普及にかかる課題や提言を取りまとめ、JICAイラン事務所及びC/Pに説明、提出する。

(3) 帰国後整理期間（2015年9月中旬）

- ① 業務完了報告書（和文）を作成してJICA農村開発部に提出し、報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文3部：監督職員、JICAイラン事務所、C/P機関）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（英文3部：監督職員、JICAイラン事務所、C/P機関）
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容
 - 2) 業務の達成状況（計画から変更があった場合その理由も記載）
 - 3) その他（メタ・ファシリテーション技術を活用した参加型水管理の普及に係る課題や提言、使用したテキストや教材、参加者の講義内容評価結果を含める）
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部）
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容
 - 2) 業務の達成状況
 - 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - 4) その他（メタ・ファシリテーション技術を活用した参加型水管理の普及に係る課題や提言、使用したテキストや教材、参加者の講義内容評価結果を含める）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まず（見積を計上して下さい）。
航空経路は、成田⇒ドバイ⇒テヘラン⇒ドバイ⇒成田を標準とする。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
現地派遣期間は2015年8月20日～2015年9月9日を予定している。
- (2) 現地での業務体制
 - 1) 本案件は終了済案件のフォローアップ協力であり、他の日本人専門家は配置されていない。
なお、カウンターパート機関となる農業開発推進省、参加型水管理国内普及チームの実施体制は以下のとおり。
チーム長：本省レベル1名、ゴレスタン州レベル1名

職員：10名

2) 便宜供与内容

JICAイラン事務所及による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舍手配
あり
- ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- ④ 通訳備上
日本語⇄ペルシャ語の通訳を提供（イラン渡航中）
- ⑤ 現地日程のアレンジ
現地日程のアレンジ及び事務所員またはC/Pの同行
- ⑥ 国内移動（航空）手配
あり

(3) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8442）にて配布します。
 - ・過去の研修報告書、短期専門家報告書
- 2) また、同プロジェクトに関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト概要：<http://www.jica.go.jp/project/iran/0702186/01/index.html>
 - ・プロジェクト基本情報：
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/28293E262A6F0C03492575D10035B89A?OpenDocument&pv=VW02040102>

(4) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) 安全管理
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAイラン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- 3) 不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上